



# ほけんだより 11月

令和6年 11月 1日 (金)  
王子隣保館保育園  
看護師 三藤 頼美

一日の中の寒暖差が大きくなり、冬の感染症流行の季節が近づいてきました。先月は、手足口病で各クラスお休みする子どもが多かったです。今後、ますます感染症流行へ注意が必要な時期になりますが、これまで通り、手洗い・うがい等の基本的な感染予防行動をとり、規則正しい生活を送るように心がけましょう。

月日	曜	保健行事
11/7	木	全園児健診
11/11	月	身体測定
11/28	木	乳児健診

## 10月の感染症情報

- 手足口病…54名
- アデノウイルス…1名
- マイコプラズマ肺炎…4名
- ヘルパンギーナ…1名
- 感染性胃腸炎…3名
- 溶連菌…1名
- 伝染性紅斑…8名
- 新型コロナウイルス…1名



## 歯科健診結果のお知らせ

10月1日(火)に実施しました歯科健診の結果を、健診を受けた園児全員に配布しています。かかりつけ医での診察や診療が必要な場合は、早めの受診をお願いします。むし歯のあるおさんは治療が済みましたら、治療終了のお知らせ用紙を提出してください。受診終了の確認のために集めさせていただきます。ご協力をお願いします。

組	実施人数	虫歯あり
ひよこ	9人	0人
こりす	10人	0人
りす	11人	0人
もも	18人	0人
ちゅうりっぷ	19人	0人
ひまわり	16人	0人
たんぼぼ	17人	8人



## 11月8日は「いい歯の日」

厚生労働省と日本歯科医学会は、「生涯を通じた歯の健康づくり」を推奨するため、8020運動をすすめています。8020運動とは80歳まで自分の歯を20本残し、健康な食生活ができるように！というものです。

先月、たんぼぼ組が歯科衛生士より歯みがき指導を受けました。自分の歯を残すためにも食後の歯みがきを忘れずに、栄養と健康に気をつけて生活しましょう。自分で磨ける子も増えていると思いますが、最後はきちんと仕上げみがきをしてあげましょう！



## 11月は「児童虐待防止推進月間」です

子どもの健やかな成長に悪影響を及ぼす虐待を防ぐことは、社会全体で取り組むべき重要な課題です。そのような状況にある子どもたちを守るために何ができるのか考えていきましょう。

身体的虐待	心理的虐待
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶるなどの暴力</li> <li>• やけどをさせる・溺れさせる</li> <li>• 戸外に締め出す</li> <li>• 罰として長時間正座させる</li> <li>• 意図的に子どもを病気にさせる など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大声や言葉による脅かし、脅迫</li> <li>• 子どもの心を傷つけることを言う</li> <li>• 子どもを無視したり拒否したりする</li> <li>• 他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする</li> <li>• こどもの前で激しい夫婦喧嘩、配偶者などにDV(暴力、暴言、無視など)をする など</li> </ul>
<b>こどもの心や脳を傷つけます!</b>	
ネグレクト	性的虐待
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 適切な衣食住の世話をしない</li> <li>• 家に閉じ込める(学校に登校させないなど)</li> <li>• 医療ネグレクト(病気になっても病院へ連れていかない など)</li> <li>• 子どもを家や車中に長時間放置する</li> <li>• 子どもの情緒的欲求を無視する など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 性的ないたずらを強要する</li> <li>• 性的な関係を強要する</li> <li>• 嫌がる子どもと一緒に風呂にはいる など</li> </ul>

園では皆さんの子育てを応援しています。お子さんにどういう特性があり、どう関わっていくとよいか、ご家庭での様子を聞き、園での様子をお伝えしながら一緒にサポートします。少しでも困ったことがあればご相談ください。また、児童相談所では電話相談を行っています。

**児童相談所相談専用ダイヤル 0120-189-783 (いちはやくおなやみを)**



## 12月2日以降、マイナンバーカード保険証に移行します

保育園では保育中のケガ等で医療機関を受診した際は、保険証と医療証をお預かりしてきましたが、上記理由のため今後は保険証と共に医療証もお預かりをしないこととします。

### 園で起こったケガ等で医療機関を受診した場合は 下記の対応とさせていただきます。

- ① 受診時に「保険証」と「医療証」の提示をしないため、園から医療費を立て替えま
- ② 翌日(または近日中)に保護者の方が受診した病院に行き「保険証」と「医療証」を提示し、医療費を返金してもらいます。
- ③ 返金された医療費を園に返していただきます。

ご理解とご協力よろしくをお願いします。